

令和5年白老町議会決算審査特別委員会会議録（第3号）

令和5年9月14日（木曜日）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前10時24分

○出席委員（11名）

委員長 吉谷一孝君	副委員長 佐藤雄大君
委員 久保一美君	委員 貳又聖規君
委員 西田祐子君	委員 前田博之君
委員 森 哲也君	委員 大 渕 紀夫君
委員 小西秀延君	委員 長谷川 かおり君
委員 氏家裕治君	議 長 松 田 謙 吾君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
企 画 財 政 課 長	増 田 宏 仁 君
上 下 水 道 課 長	舛 田 紀 和 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	野 本 裕 二 君
監 査 委 員	及 川 保 君
上 下 水 道 課 主 幹	瀬 賀 光 子 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
事 務 局 主 幹	小 山 内 恵 君

◎開議の宣告

- 委員長（吉谷一孝君） 昨日に引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎認定第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

- 委員長（吉谷一孝君） 昨日は、一般会計及び各特別会計の質疑が全て終了しております。

認定第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

- 認定第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

- 委員長（吉谷一孝君） 反対、7番、森哲也委員、8番、大淵紀夫委員。賛成8、反対2、よって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算認定について

- 委員長（吉谷一孝君） 認定第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町水道事業決算について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫委員。

- 8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。7、8ページの水道事業剰余金計算書がありますが、この中で私がいつも聞いている内部留保資金というのは、どこでどのように出ているのでしょうか。内部留保資金が今幾ら残っているのかというのは、この表では分からないのですか。

- 委員長（吉谷一孝君） 舛田上下水道課長。

- 上下水道課長（舛田紀和君） ご質問の内部留保資金の金額は、決算書には出ておりません。令和4年度決算時での内部留保資金は、1億528万6,000円になっています。

- 委員長（吉谷一孝君） 8番、大淵紀夫委員。

- 8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1億528万6,000円が内部留保資金ということですけれども、これは自由に使えると言ったらおかしいけれども、将来、例えば更新のため

に使うとか、そういうことになると思うのですが、未処分利益剰余金の中から内部留保資金になるのはどれくらいの金額ですか。未処分利益剰余金からではないのかな。増減の状況がよく分からないものですからね。要するにこれが増えているのか、減っているのか。一時、4億円ぐらいあるという話があったのです。それがずっと減ってきているのかどうか。

○委員長（吉谷一孝君） 舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 増減の部分のご質問につきましては、おっしゃるとおり平成23年度が一番内部留保資金のあった時代で、約4億6,100万円というのが直近10年で最高値ということで押さえております。現在、これが先ほど申し上げた1億500万円という金額につきましては、やはり整備費等々の補填財源として内部留保資金のほうから入れていますので年々内部留保資金は減っているのが現状です。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。これは使わなかったら増えるというか、未処分利益剰余金が全部入ることではないのでしょうか。内部留保資金に残っていくということにならないのですよね。そこら辺がどういう仕組みになっているのかよく分からないものですから。剰余金処分計算書の表を見て分かるのかと思ったものから聞いたのです。

○委員長（吉谷一孝君） 瀬賀上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（瀬賀光子君） 未処分利益剰余金についてですが、これはその年、その年の起債の償還等にも充てておりますので、一応これが内部留保資金にはなるのですが、やはり都度処分してしまいますので、積み上げの一部ではあるのですが、やはりどんどん減ってしまいます。

○委員長（吉谷一孝君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（吉谷一孝君） 全員賛成。

よって、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○委員長（吉谷一孝君） 認定第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町立国民健康保険病院事業決算の質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 決算の執行状況について確認したいと思います。町立病院の医師派遣等の不適切な会計処理、事務処理についてです。ただいま申し上げた2点、このほかに会計年度職員も入りますけれども、二つの事案に対して不適切な事務処理、そして条例違反があったということは認めております。そこで令和4年度の会計事務処理及び法令の取扱いはどうだったのかということについて伺います。まず具体的にお聞きしますけれども、法人契約の産業医の報酬について、条例に定めていない額を時間外勤務手当において支給していたことと、会計年度任用職員にも条例に違反して給与等を支給していました。この2件は令和4年度において支給実績はあるのか、もし支給実績があるのであれば、支給した期間と実績額についてお聞きします。

○委員長（吉谷一孝君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 産業医報酬の法人契約と会計年度任用職員の給与ということで、まず令和4年度について支給実績があるのかというご質問ですが、支給実績があるということです。具体的にご説明しますと、まず法人契約の産業医の報酬につきましては、法人契約ですので当病院から産業医を施設に出しまして、その業務に対する対価として施設側より当病院側へ派遣料が支払われ、その派遣料のうち月8万円を時間外勤務手当として支払っていたということです。令和4年度につきましては、4月から8月、5か月分40万円を医師へ支払っていたということです。

もう一つ、会計年度任用職員の給与の支給です。会計年度任用職員の給与については、令和4年度は年度いっぱい、それと令和5年度6月まで実は支給をしていたということで、この支払総額を計算したところ653万3,000円という支給実績となっております。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 会計年度任用職員については653万円、それに産業医については40万円ですから約700万円を令和4年度に出したということになります。これらの部分については給料、手当等は給与決定の原則に従って決定されることになっている。医師への対価としての時間外勤務手当かつ会計年度任用職員の給与等の支給は、関係法令、規程、または合理的な基準に基づかない支出ではないかと思っていますし、町側も認めております。地方公務員法における職務給の原則や条例主義の原則に反するものです。もっと細かく言うと町の財務会計規則、病院にも財務会計規則があります。このことを遵守した中で関係書類を全て見て、法令に違反していないかどうかによって支出負担行為が決まるものです。これにも抵触していると思っています。これらを含めるとやっぱり不適正な会計処理に当

たると思いますけれども、その認識はありますか。

○委員長（吉谷一孝君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 今回、医師が産業医業務を行ったことに対する対価という面から見ると、これは病院側から支払わなければならない手当です。ただ、実際、この業務の中で医師へ支払う対価ということに急ぎすぎるあまり、そのことしか考えていなかったという面は一つあると思っております。その支払い方法、また手当の内容について、前田委員がおっしゃった関係条例等の整合性、また支出に当たり主要な関係課との協議が手続きはされていなかったという認識もあります。また、先ほどの地方公務員法第24条におきまして、給与決定の三原則があります。先ほど言いました職務給の原則、条例主義の原則、こちらにも該当すると思えます。また財務会計規則のご質問もありました。こちらにつきましても行為としては反するとか、そういう業務だったと思えます。令和4年度におきまして今回法令に違反した不適正な会計処理を行ったということで、私としましても重大な問題と認識しているところでございます。また、今回、病院院長、事務長である私、年間に2回も処分を受けたということも重なりまして、町職員としてはあってはならないことと捉えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子委員。

○5番（西田祐子君） 国民健康保険病院事業会計の監査委員からの意見で減価償却費や余剰金計算の内訳について間違いがあったと指摘されていて、令和5年度以降に修正になる旨の回答があったとなっておりますけれども、この間違っていたという期間はどの程度なのか、金額的に幾らになるのか、修正するのは令和5年度以降となっておりますけれども、いつ頃までに修正する予定になっているのか、財政的に問題はなかったのか、どの程度のものなのか、数値的な問題だけなのか、確認させてください。

○委員長（吉谷一孝君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 今回、監査委員から意見が出ている減価償却費、また剰余金の計算方法に誤りがあったということです。まず減価償却費につきましては、現金を伴わない支出ですが、本来、減価償却費というのは、施設のいわゆる資産である土地、建物、また医療機器等の機械備品、それとリース資産というものが該当しているということです。当然、資産台帳というものがあまして、その資産台帳にのっとって、毎年必要な金額を減価償却費として支出しているという状況です。今回誤りが見つかったのは、平成26年度に公営企業会計の大きな改定があり、そのときに新しくできたリース資産という項目です。そのリース資産ですが先ほどの資産台帳の経理の中を見ていくと、本来資産ですからリース資産の資産台帳に計上しなければならないものが、平成26年当時から計上されていなかったり、逆にリース資産台帳に登載しなくてもいい、いわゆる3条の賃借契約で出すものが含まれていたりという状況が見つかりまして、令和4年度の決算の中で修正ができなかったということです。公営企業会計の決算上は発覚した年度において修正するというようなことになっておまして、今回、令和5年度で発覚したものですから令和5年度の決算

において修正したいということです。金額等につきましては、今精査を終えておりませんので、幾ら違っていたかということは申し上げられないのですが、やはり会計のミス、過去からの認識誤りについては、公営企業会計に精通した専門家の方にご相談しながらしっかり修正していきたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長（吉谷一孝君） 反対、6番、前田博之委員、7番、森哲也委員、8番、大淵紀夫委員。賛成7、反対3。よって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算認定について

○委員長（吉谷一孝君） 認定第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町下水道事業会計決算の質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（吉谷一孝君） 全員賛成。

よって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

-
- ◎報告第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
 - ◎報告第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
 - ◎報告第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
 - ◎報告第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

○委員長（吉谷一孝君） 次に、報告第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上4件を一括議題に供します。

本件に対する質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第1号、報告第2号、報告第3号及び報告第4号は、報告済みとすべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、報告第2号、報告第3号及び報告第4号は報告済みとすべきものと決定いたしました。

◎審査結果報告書作成の議決

○委員長（吉谷一孝君） 以上をもちまして、本特別委員会に付託された全ての議案の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書の作成については、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午前10時24分）